

東山区選挙管理委員会告示第21号

検察審査会法第10条第1項の規定による検察審査員候補者の予定者を選定するくじを行う場所、日時及びくじの方法は、次のとおりです。

平成19年10月31日

東山区選挙管理委員会

委員長 東 郷 民 藏

1 くじを行う場所

京都市東山区清水五丁目130番地の6

東山区役所

2 くじを行う日時

平成19年11月22日 午前10時開始

3 くじの方法

検察審査員候補者選定規程（平成5年4月15日東山区選挙管理委員会規程第1号）の定めるところによる。

（東山区選挙管理委員会事務局）